

河川の陸閘の管理・運用に関する調査

結果報告書

令和5年7月

総務省行政評価局

前 書 き

河川の陸閘^{りっこう}は、堤防を切って設けられた河川への出入口を開閉する門であり、その門扉は洪水、津波又は高潮の際に閉鎖され、堤防の役割を果たす、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）上の河川管理施設である。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等により、毎年のように深刻な水害が発生している中、河川の陸閘が適切に操作されていれば、浸水被害を軽減できたとみられる事案が各地で発生している。本調査を実施する一つの契機となった、平成 30 年 7 月豪雨の際に陸閘が適切に操作されなかった事案では、操作実施者や管理・点検体制が明確でないなどの状況がみられ、災害時に適切な対応を行うことができるよう、平時から備えの充実を図ることの重要性がより一層明白になった。

また、当省の四国行政評価支局が令和 3 年 11 月に公表した調査結果¹では、津波・高潮発生時、海岸保全施設としての水門・陸閘等において、現場の操作員が安全かつ確な措置を講ずることができるよう、関係法令等に基づき操作規則を作成することの重要性について周知徹底を図る必要があること等が指摘されたところである。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、河川の陸閘の管理・運用を適切かつ安全に行う上での課題等を明らかにすることにより、災害時に現場の操作員が安全に安心して対応することができるよう、平時からの備えの充実に資するために実施したものである。

¹ 「海岸保全施設の運用・管理に関する行政評価・監視—管理又は操作を委託されている水門・陸閘等を中心として—」（令和 3 年 11 月 30 日総務省四国行政評価支局）

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1 調査の目的等 | 1 |
| 第2 調査結果 | 2 |
| 1 全体概況 | 2 |
| (1) 制度概要 | 2 |
| (2) 陸閘を取り巻く状況 | 3 |
| 2 本調査の視点等 | 6 |
| 3 運用ルール作成・共有等の状況 | 9 |
| (1) 運用ルールの作成状況 | 9 |
| (2) 操作員の安全及び第三者への損害に対する責任 | 15 |
| (3) 運用ルールの共有状況 | 21 |
| 4 点検・訓練の実施状況 | 23 |
| (1) 点検の実施状況 | 23 |
| (2) 訓練の実施状況 | 27 |
| 5 操作員の高齢化等に関する課題 | 33 |
| 6 陸閘の利用状況等を踏まえた統廃合及び常時閉鎖の検討 | 35 |
| 7 総括及び所見 | 38 |
| 8 コラム | 43 |
| 9 資料編 | 46 |